

# マルトマ苫小牧卸売(株)(公設地方卸売市場水産物部)業務規程

令和 2 年 6 月 21 日

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この業務規程は、苫小牧市公設地方卸売市場条例(昭和 41 年条例第 20 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めた苫小牧市公設地方卸売市場業務規程(昭和 47 年 8 月 24 日付規則第 17 号。以下「規程」という。)の改定に伴い、水産物部の取引参加者業務規程を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 水産物部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 苫小牧市公設地方卸売市場(水産物部)

位置 苫小牧市汐見町 1 丁目 1 番 13 号

(用語の意義)

第 3 条 この業務規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者 苫小牧市の業務規程の定めるところによる。
- (2) 買受人 苫小牧市の業務規程の定めるところによる。
- (3) 関連事業者 苫小牧市の業務規程の定めるところによる。
- (4) 市場施設 苫小牧市の業務規程の定めるところによる。

(開場日)

第 4 条 水産物部の開場日は、苫小牧市の業務規程の定めるところより、あらかじめ市へ休開市の届け出を行うことにより、次に掲げる日を除き、毎日開場するものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 30 日から翌年 1 月 4 日まで
- (4) 事前に申請した水曜日

卸売業者は、市と協議した上で、特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知して休場日に開場し、又は臨時に休場することができる。

(開場の時間等)

第 5 条 開場の時間及び卸売業者の販売開始の時刻は、次に掲げるとおりとする。ただし、卸売業者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知し市に報告して、これを臨時に変更することができる。

- (1) 開場の時間 午前 4 時 30 分から午後 1 時まで
- (2) 販売開始の時刻 4 月 1 日から 12 月 31 日まで せり開始午前 6 時 30 分  
翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで せり開始午前 7 時 00 分

なお、卸売業者は、せり販売開始の時刻には、電鈴等による通知するものとする。

- (3) 相対品販売開始時刻 午前4時30分
- (4) 荷受の時刻 地元分 午前4時30分～販売開始時刻(ホッキ貝・イカ類等を除く)  
地方分 午後11時～翌朝3時を除く時間帯

なお、上記時刻は原則とし、これ以外の時間帯の荷受については、出荷者と協議する。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業務の許可)

第6条 卸売業者となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した卸売業務許可申請書(様式第1号)その他市長が必要と認める書類を市長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号及び主たる業種名
- (3) 卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類
- (4) 市場における1年間の取引見込額(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- (5) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

2 市長は、前項の規定による申請した者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業務の許可をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 卸売業務の許可の取り消しを受けその取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 卸売の業務を的確に執行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例(平成27年条例第33号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者であるとき。
- (6) 法人であって、その業務を執行する役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるとき。
- (7) その他市長が不適當であると認める者であるとき。

(保証金の預託)

第7条 卸売業者は、卸売業務の許可を受けた日から起算して30日以内に誓約書(様式第2号)を添えて保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第8条 前条第1項の保証金の額は、100万円の範囲内で取扱品目の部類ごとに市長が別に定める。

(保証金の充当)

第9条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市長に納付すべき金額の納付を怠ったときは、第7条1項の保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第10条 第7条1項の保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して30日を経過した後でなければ返還しない。

(卸売業者の記章等の着用)

第11条 卸売業者は、市場内においては記章等を着用しなければならない。

(卸売業務の許可の取消し等)

第12条 市長は、卸売業者が第6条第2項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき、又は卸売業者が卸売業務の許可の取消しを申し出たときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業務の許可を取り消し又は売買取引の全部若しくは一部を停止することができる。

(1) 正当な理由がないのに卸売業務の許可の通知を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(3) 売買取引に関し不正又は不当な行為があると認めるとき。

3 前項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行うものとする。

(事業の譲渡し又は譲受け並びに合併及び分割)

第13条 卸売業者が事業(卸売の業務に係るものに限る)の譲渡しをする場合において、譲渡人又は譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(卸売の業務に係る場合に限る。)において当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、別に定める認可申請書を市長に提出しなければならない。

(名称変更等の届出)

第14条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第6条の2第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる事項に変更があったとき。

(3) 卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書等の提出)

第15条 卸売業者は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による提出を行ったときは、事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事業所に備えておかななければならない。

3 卸売業者は、前項の写しについて閲覧の申出があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合。

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合。

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合。

4 卸売業者は、各月ごとに実績報告書を作成し、翌月10日(その日が休場日又は土曜日に当たるときは、その直後の休場日及び土曜日以外の日)までに市長に提出しなければならない。

(せり人の登録)

第16条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人(以下「せり人」という。)は、当該卸売業者の申請に基づき市長の登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、せり人登録申請書(様式第3号)及びせり人となろうとする者がせりを遂行するのに必要な経験又は能力を有することを証する書類を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請があったときは、市長は、せり人登録申請書を受理した日から起算して30日以内に、せり人登録簿に当該申請に係るせり人を登録するとともに、その旨を申請者に通知しなければならない。

(せり人の記章の着用)

第17条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章等を着用しなければならない。

(せり人の登録の抹消等)

第18条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてせり行為に従事することを禁止し、又はその登録を抹消することができる。

(1) せり行為に関し、不公平な取扱いをし、又は不正な行為をしたとき。

(2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の抹消を申し出たとき。

## 第2節 買受人

### (買受業務の承認)

第19条 買受人となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した買受業務承認申請書(様式第5号)その他市長が必要と認める書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号及び主たる業種名
- (3) 買受けの業務を行おうとする取扱品目の部類
- (4) 市場における1年間の取引見込額(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- (5) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

2 市長は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、買受業務の承認をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 買受の業務を的確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (3) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者であるとき。
- (4) 法人であって、その業務を執行する役員のうちに前各号のいずれかに該当するものがあるとき。
- (5) その申請に係る取扱品目の部類の卸売業者(これらの常勤役員及び使用人を含む。)であるとき。
- (6) その他市長が不相当であると認める者であるとき。

3 買受人は、市場内において記章等を着用しなければならない。

### (準用規程)

第20条 第12条及び第14条の規定は、買受人について準用する。この場合において、第12条第1項中「第6条の2第2項各号」とあるのは「第19条第2項各号」と読み替えるものとする。

## 第3節 関連事業者

### (関連事業の種類)

第21条 市場水産物部における関連事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 軽飲食業
- (2) その他市長が必要と認める業種

### (関連事業の承認)

第22条 関連事業者になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した関連事業承認申請書(様式第6号)その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号及び業種名
- (3) 関連事業において取り扱おうとする品目
- (4) 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

2 市長は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、(関連事業の承認をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 関連事業の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) 関連事業を的確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者であるとき。
- (6) 法人であつて、その業務を執行する役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるとき。
- (7) その他市長が不適當であると認める者であるとき。

(保証金の預託)

第23条 関連事業者は、関連事業の承認を受けた日から起算して30日以内に誓約書を添えて保証金を市長に預託しなければならない。

2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、関連事業を開始してはならない。

(保証金の額)

第24条 前条第1項の保証金の額は、市長が別に定める。

(準用規程)

第25条 第9条、第10条及び第12条から第14条までの規定は関連事業者について準用する。この場合において、第9条及び第10条中「第7条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、第12条中「第6条の2第2項各号」とあるのは「第22条2項各号」と読み替えるものとする。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第26条 卸売業者、買受人及び関連事業者(以下「市場関係事業者」という。)は、公正かつ効率的な売買取引を行わなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第27条 卸売業者は、市場における業務の運営に関し、出荷者、買受人、関連事業者その

他の市場の利用者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売に係る売買取引の方法)

第28条 卸売業者は、市場において行う卸売については、全ての物品について、せり売若しくは入札又は相対取引(以下「せり売等」という。)の方法によらなければならない。

2 卸売業者は、通常の卸売のための販売のための販売開始時刻を定めなくてはならない。

3 卸売業者は、取引の方法の設定又は変更をしようとするときは、その方法を市場の見やすい場所への掲示(インターネットの利用その他の適切な方法(以下「掲示等」という)により、関係者に十分に周知しなければならない。この場合において、前項の販売開始時刻前に卸売をしようとするときは、その旨、当該卸売に係る物品、卸売予定数量その他必要な事項を併せて周知しなければならない。

なお、事前に予約・注文がある場合に限り、定められた販売開始前に販売することが出来る。

(卸売業者の業務の規制)

第29条 卸売業者は、卸売業務の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしたときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、第15条4項の規定により提出する実績報告書に、前項の販売について、記載することにより行うものとする。

3 1項の販売は、市場の適正かつ健全な運営を阻害することのないように行わなければならない。

(卸売の相手方の制限)

第30条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であって、買受人の買受けを不当に制限することとならないときは、この限りでない。

(1) 市場における入荷量が著しく多いため又は市場に出荷された物品が買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生じるおそれのある場合

(2) 買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合

(3) あらかじめ締結した契約に基づき他の卸売市場等に卸売をする場合

(4) 市が主催する行事等のうち市長が認めるものにおいて卸売をする場合

(5) 災害が発生した場合

(6) その他特別な事情がある場合は卸売業者が判断する。

(売渡票)

第31条 卸売業者は、取引終了後速やかに売渡票を作成し、買受人に交付しなければならない。

(卸売業者についてのせり売又は入札の方法による卸売の相手方としての買受けの禁止)

第32条 卸売業者(その常勤役員及び使用人を含む。)は、市場においてせり売又は入札の

方法による卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第33条 卸売業者は、市場において卸売業務の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害する恐れがないと認める場合を除くほか、買受人から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(委託手数料以外の報償の收受禁止)

第34条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第42条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

第35条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めることができる。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない。

(販売前における委託物品の検収)

第36条 卸売業者は、委託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、委託物品の品種、数量、等級、品質等について、異常を認めるときは、その結果を速やかに委託者に通知するとともに物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、委託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

(卸売物品の買受人の明示及び引取り)

第37条 卸売業者は、卸売をした物品について買い受けた買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

2 買受人は、卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告しないで他の者に卸売することができる。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その販売価格(せり売若しくは入札又は相対取引(以下「せり売等」という。))に係る価格に100分の108(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品(以下「軽減対象資産」という。))以外のものにあつては、100分の110)を乗じて得た価格をいう。以下同じ。)が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

(取引物品の下見)

第38条 卸売業者が市場において行うせり売又は入札の方法による卸売については、買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければこれを開始することができない。

(卸売の単位等)

第39条 卸売業者が、市場において行うせり売又は入札の方法による卸売の単位は、重量によるものとする。ただし、重量によることが困難な場合には、個数又は容器をもって取引の



単位とすることができる。

(指値のある委託物品)

第40条 卸売業者は、せり売又は入札の方法による卸売をする委託物品に指値(当該委託者の希望価格の100分の108(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品(以下「軽減対象資産」という。)以外のものにあつては、100分の110)を乗じて得た価格をいう。以下同じ。)のあるものは、販売前にその旨を表示しなければならない。

2 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は、指値をもって買受人に対抗することができない。

3 卸売業者は、売買成立の見通しがないと認めるときは、遅滞なく委託人へ通報して再指示を受けなければならない。ただし、再指示を待つことにより、委託者に著しく損害を与える恐れがあると認めるときは、この限りでない。

(せり売の方法)

第41条 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり売は、その販売物品について、魚種、出荷者、数量(重量)その他必要な事項を呼び上げた後でなければ開始することができない。

2 せり落しは、せり人がその販売物品について最高申込価格(消費税額及び地方消費税額を除く。)に達したと認めるときに、その申込者をせり落し人として決定する。ただし、その最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。

3 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適宜の方法により、せり落し人を決定するものとする。

4 せり落し人が決定したときは、せり人は直ちにその価格及び氏名又は商号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

第42条 卸売業者が市場において行う卸売のための入札売は、その販売物品について魚種、出荷者、数量(重量)その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、入札しようとする者に対し、一定の入札用紙に氏名又は商号、入札金額その他指定事項を記載させてこれを行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格(消費税額及び地方消費税額を除く。)で入札した者を落札者とする。ただし、その最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、入札売について準用する。

4 卸売のための入札売が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札の全部又は一部を無効とする。

(1) 入札者を確認できないとき。

(2) 入札金額その他指定記載事項が不明のとき。

(3) 入札に際し、不正又は不当な行為があったとき。

5 前項の場合には、卸売業者は、開札の際その理由を明示し、入札無効の旨を告知しなければならない。

(先取りの定義)

第43条 先取りとは、卸売業者がその取扱物品を卸売開始時刻前に卸売する場合をいう。

(先取りの範囲)

第44条 先取りが市場における需要の安定及び適正な価格形成に支障をきたすことがなく、かつ、卸売の相手方が市場の買受人で、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 緊急やむを得ない事情で当日の入札売りに参加できない場合。
- (2) 災害が発生した場合。
- (3) その他卸売業者が特に必要と認めた場合。

(先取りの数量及び価格)

第45条 先取りできる数量については、当日の入荷した地元物品のうち、ホッキ貝、イカ類等で、それぞれ荷受量により卸売業者が判断する。

2 先取りの価格については、同一物品、同一等級の当日における入札価格の最高価格以上とする。

(先取り時間等)

第46条 先取りできる時間は、原則として、卸売業者の入札開始時刻の20分前までとする。

(衛生上有害な物品の売買禁止)

第47条 市場関係事業者は、衛生上有害な物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

2 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を指示することができる。

(卸売予定数量等の公表及び報告)

第48条 市長は、当日卸売を予定する物品についての主要な品目の数量並びに前開場日に卸売された主要な品目についての数量及び卸売価格を掲示等により公表しなければならない。

2 卸売業者は、当日卸売する予定の物品についての主要な品目の数量並びに前開場日に卸売された主要な品目についての数量(市況)及び卸売価格を掲示等により公表及び市長への報告をしなければならない。

3 卸売業者は、前項の規定により公表する内容が、第1項の規定により公表する内容が同一の内容であるときは、市長と共同して公表することができる。

4 卸売業者は、次に掲げる売買取引条件に係る事項について、掲示等により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

5 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(前項の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)を掲示等により公表するものとする。

(仕切り及び送金並びにこれらに関する特約)

第49条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日(売買仕切書又は第3号に掲げる金額の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日。)までに、次に掲げる事項を明記した売買仕切書及び同号に掲げる金額を送付しなければならない。

(1) 当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売等に係る価格をいう。以下において同じ。)、数量及び単価と数量の積の合計額並びに当該合計額に100分の8(軽減対象資産以外のものにあつては、100分の10)を乗じて得た金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第44条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量及び単価と数量の積の合計額並びに当該合計額に100分の8(軽減対象資産以外のものにあつては、100分の10)を乗じて得た金額)。

(2) 次条の規定による当該卸売に係る委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額及び地方消費税額)。

(3) 第1号の単価と数量の積の合計額に100分の108(軽減対象資産以外のものにあつては、100分の110)を乗じて得た金額から前号の委託手数料及び委託者の負担となる費用の金額を控除した金額(以下「売買仕切金」という。)

2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、その特約に関する書面を備え付け、市長の求めに応じて提出しなければならない。

3 前項の売買仕切金の送付は、現金の交付、手形若しくは小切手の振出し、預金若しくは貯金への振込み又は口座振替のいずれかの方法により行うものとする。

(委託手数料の額)

第50条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとに次に掲げる定率以内の率を乗じて得た額とする。

(1) 生鮮水産物 100分の7

(2) 水産物の加工品 100分の7

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を市場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

(売買仕切金の前渡し等)

第51条 卸売業者は、集荷の円滑化を期するために出荷者に対し売買仕切金の前渡し、保証金を差し入れ、又は資金を貸し付けすることができる。

(出荷者奨励金の交付)

第52条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

(買受代金の支払)

第53条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の代金(買い受けた額に100分の108(軽減対象資産以外のものにあつては、100分の110)を乗じて得た額をいう。)を支払わなければならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第54条 卸売業者は、正当な理由がなく卸売をした物品の卸売代金を変更してはならない。

2 卸売業者は、正当な理由により卸売代金を変更したときは、当該売買仕切書に変更の理由を付記しなければならない。

(完納奨励金の交付)

第55条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため買受人に対して完納奨励金を交付することができる。

(市場における売買決裁)

第56条 この業務規程に定めるもののほか、出荷者及び市場関係事業者間で契約した市場における売買に係る決済については、当該契約に定めた支払方法及び支払期日を遵守しなければならない。

### 第3章の2 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理)

第57条 市場関係事業者は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他食品衛生に関する法令等の規定を順守しなければならない。

### 第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定等)

第58条 市場関係事業者及び次項に規定する者が許可を受けて使用する市場施設の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認められるときは、市場事業関係者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

(用途変更、転貸等の禁止)

第59条 市場施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部もしくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(現状変更の禁止)

第60条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の現状に変更を加えてはならない。

2 使用者が市長の承認を受けて、当該市場施設の現状に変更を加えたときは、使用者は返還の際原状に復し、又はこれに代わる費用の弁償をするものとする。

(補修弁償)

第61条 市場施設を故意又は過失により滅失し、又は損傷した者は、その補修をし、又はその費用の弁償をしなければならない。

(使用料等)

第62条 条例第10条第1項第1号の規則で定める額は、卸売金額の1,000分の3に相当する額とする。

2 条例第10条第1項第2号の規則で定める額は、卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額の1,000分の3に相当する額とする。

3 条例第10条第1項第3号の規則で定める額は、別表に定める額とする。

4 卸売業者市場使用料は、その月分を翌月25日(その日が休場日又は土曜日に当たるときは、その日の直後の休場日及び土曜日以外の日)までに、売場等施設使用料はその月分を当月の25日(その日が休場日又は土曜日に当たるときは、その日の直後の休場日及び土曜日以外の日)までにそれぞれ納入しなければならない。

5 既に収めた使用料は、市長が特別の理由があると認めた場合のほか、還付しない。

6 市場施設を使用する者は、使用許可を受けた日から使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、減免することができる。

7 市場施設において使用する電灯、電力、電話、ガス、水道・下水道ごみ処理及び暖房に要する費用は、使用者の負担とする。

## 第5章 雑則

(業務規程の順守義務)

第63条 出荷者、市場関係事業者その他の市場の利用者は、この業務規程を遵守しなければならない。

2 市長は、この業務規程を遵守させるため、必要な限度において、前項に規定する者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置(次項において「指導等」という。)をとることができる。

3 市長は、第1項の規定に違反し、又は前項の指導等に従わなかった市場関係事業者に対し、その業務の全部又は一部を停止させることができる。

(市場の秩序の保持等)

第64条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は信用を失墜する行為をしてはならない。

2 市長は、市場の秩序の保持を図るため必要があると認めるときは、市場への入場の制限  
その他必要な措置をとることができるものとする。

(清潔の保持)

第65条 市場関係事業者は、市場施設の清潔を保持し、物件の整理整頓に努めなければ  
ならない。

(雑則)

第66条 この業務規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表・様式は別途

この業務規程の施行日は令和2年6月21日とする。